

社長必見！！



《ここがポイント》
マイナンバーガイドライン
(金融業務編)

令和3年9月版
個人情報保護委員会事務局

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」の概要

※特定個人情報：マイナンバーをその内容に含む個人情報

マイナンバーに対する国民の懸念と保護措置

- マイナンバーを用いた個人情報の追跡・突合が行われ、集約された個人情報が外部に漏えいするのではないか。
 - 他人のマイナンバーを用いた成りすまし等により財産その他の被害を負うのではないか。
- ⇒ 番号法では、マイナンバーの利用範囲を限定し、利用目的を超えた目的での利用を禁止するなど保護措置を規定。

ガイドラインの必要性

＜ガイドラインの必要性＞

- 従業員の源泉徴収票作成時にマイナンバーを取り扱うため、広く民間企業に番号法のルールを周知することが必要。
- 番号法に定められている保護措置においては、利用範囲が法律で限定されているなど個人情報保護法と取扱いが異なることから、実務を行う現場が混乱しないための具体的な指針が必要。
- 金融機関は、顧客のマイナンバーも取り扱うため、ガイドライン（事業者編）の別冊として金融業務向けガイドラインを作成。

＜ガイドラインの作成方針＞

- 検討に当たっては、民間企業からのヒアリングや企業の実務担当者が参加する検討会を開催し、民間企業の意見を聴きながら作成。
- 番号法の規定及びその解釈について、実務的な具体例を用いて分かりやすく解説することを主眼。

※番号法において、国はマイナンバーその他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずる（4条）、個人情報保護法において、委員会は個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いを確保を図ること（個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）（60条）とされている。

ガイドラインの種別

- 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）
- （別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン
- 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）

ガイドライン（金融業務編）の内容

マイナンバーの適正な取扱いを確保するために最低限守るべき事項及び具体例を記述

<利用の制限>

- マイナンバーを利用できる事務については、番号法によって限定的に定められています（原則的な利用）。
- 金融機関が金融業務に関連してマイナンバーを利用するのは、主として、支払調書等に顧客のマイナンバーを記載して税務署長に提出する場合です（個人番号関係事務）。
- 例外的なマイナンバーの利用は、①金融機関が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合、②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合に限られています。

支払調書(イメージ)			
支払いを受ける者	氏	名	番号太郎

特定口座年間取引報告書(イメージ)			
特定口座開設者	氏	名	番号太郎

保険金の支払調書(イメージ)		
保険金受取人	氏名	難波一郎
保険契約者	氏名	難波花子

<利用目的の範囲内として利用が認められる場合>

- * 前の保険契約を締結した際に保険金支払に関する支払調書作成事務のために提供を受けたマイナンバーについては、後の保険契約に基づく保険金支払に関する支払調書作成事務のために利用できると解されます。

○本人の同意があったとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用することはできません。利用目的を超えてマイナンバーを利用する必要が生じた場合には、当初の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人への通知等を行うことにより、変更後の利用目的の範囲内でマイナンバーを利用することができます。

⇒ 金融機関が顧客からマイナンバーの提供を受けるに当たり、想定される全ての支払調書作成事務等を利用目的として特定して、本人への通知等を行うことが考えられます。なお、通知等の方法としては、従来から行っている個人情報の取得の際と同様に、利用目的を記載した書類の提示等の方法が考えられます。

<提供の制限>

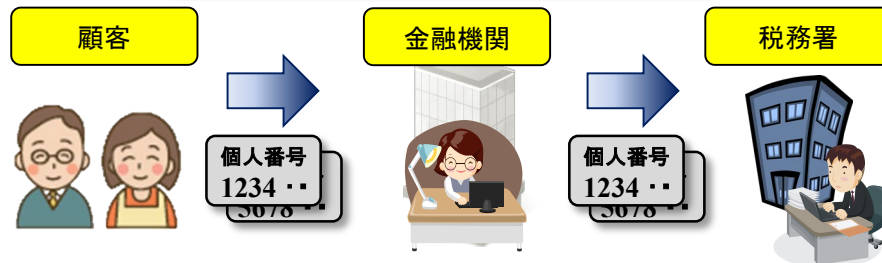
<収集・保管制限>

- 個人番号関係事務を処理するために必要がある場合に限って、本人等にマイナンバーの提供を求めることができます。
- 番号法で限定的に明記された場合を除き、マイナンバーの提供を求めてはなりません。
- 番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはなりません。
- 番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集又は保管してはなりません。

<番号法で限定的に明記された場合>（番号法第19条各号（抄））

- 個人番号関係事務実施者からの提供（第2号）
- 本人又は代理人からの提供（第3号）
- 委託、合併に伴う提供（第6号）
- 株式等振替制度を活用した提供（第12号）
- 個人情報保護委員会からの提供の求め（第13号）
- 各議院審査等その他公益上の必要があるときの提供（第15号）
- 人の生命、身体又は財産の保護のための提供（第16号）

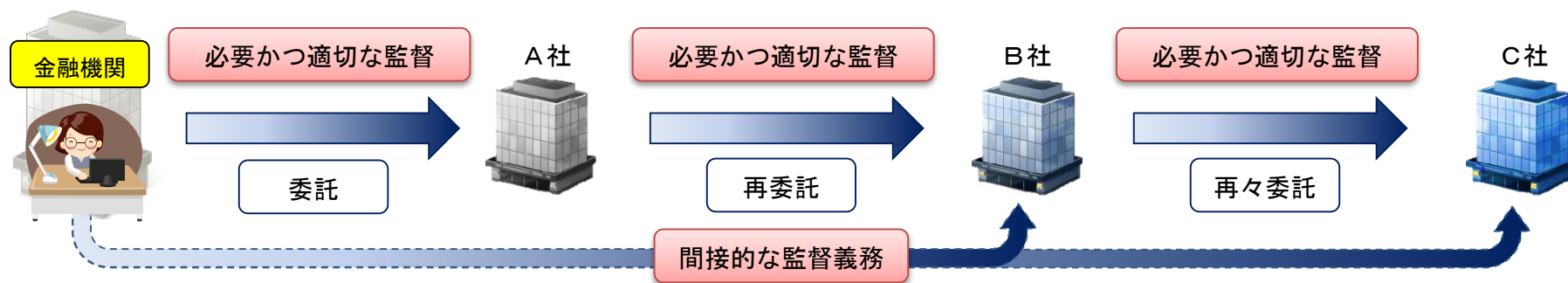
番号法で限定的に明記された場合



- * 金融機関は、支払調書作成事務等を処理する目的で、顧客に対し、マイナンバーの提供を求めることとなります（番号法第19条第3号）。一方、法令で定められた支払調書作成事務等を処理する場合を除き、マイナンバーの提供を求めてはなりません。
- * 金融機関が、個人番号関係事務に関係のない預金払戻し業務において、預金者から本人確認書類として個人番号カードが提示された場合、窓口担当者は個人番号カードに記載されたマイナンバーを書き写し、又は個人番号カードのマイナンバーが記載された部分をコピーして、特定個人情報を収集してはなりません。
- * 甲銀行と子会社である乙証券会社が同一の顧客と取引しており、その顧客から非公開情報の授受について書面による同意を得ている場合であっても、甲乙間で顧客のマイナンバーを提供又は共同利用してはなりません。
- * 特定口座開設届出書は、特定口座廃止届出書等が提出されてから5年間の保存義務があることから、当該期間を経過した場合には、当該届出書に記載されたマイナンバーを保管しておく必要はなく、原則として、マイナンバーが記載された特定口座開設届出書をできるだけ速やかに廃棄しなければなりません。

<安全管理措置等①（委託の取扱い）>

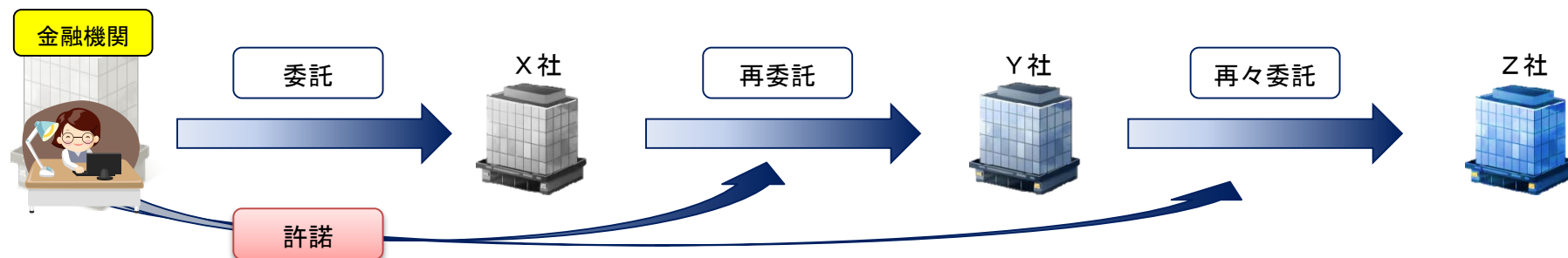
- 個人番号関係事務の全部又は一部の委託者は、委託先において、番号法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければなりません。



《必要かつ適切な監督》

- ①委託先の適切な選定、②委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握
- 委託者は、委託先の設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況、その他委託先の経営環境等をあらかじめ確認しなければなりません。
- 契約内容として、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を盛り込まなければなりません。
- 委託先における特定個人情報の取扱状況の把握については、契約に基づき報告を求めること等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を把握した上で、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましいです。
- 委託者は、委託先だけではなく、再委託先・再々委託先に対しても間接的に監督義務を負います。

- 個人番号関係事務の全部又は一部の委託先は、最初の委託者の承諾を得た場合に限り、再委託をすることができます。



<安全管理措置等②（安全管理措置）>

- マイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な措置を講じなければなりません。また、従業員に対する必要かつ適切な監督も行わなければなりません。



《基本方針の策定》

- 特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針を策定することが重要です。

《人的安全管理措置》

- 事務取扱担当者の監督
- 事務取扱担当者の教育

《取扱規程等の策定》

- 特定個人情報等の具体的な取扱いを定める取扱規程等を策定しなければなりません。

《物理的安全管理措置》

- 特定個人情報等を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、マイナンバーの削除、機器及び電子媒体等の廃棄

《組織的安全管理措置》

- 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

《技術的安全管理措置》

- アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止